

いわき市選挙管理委員会告示第21号

令和8年10月25日執行のいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における投票所を閉じる時刻を繰上げる投票区を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項ただし書きの規定に基づき、別紙のとおり定めた。

令和8年10月16日

いわき市選挙管理委員会
委員長 飯間香保子

1 繰上げる投票所の数 126 投票所

(内 訳)

投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻	投票所の数
午前7時	午後7時(1時間繰上げ)	96 投票所
午前7時	午後6時(2時間繰上げ)	30 投票所

2 投票所を閉じる時刻の繰上げを実施する理由

別紙のとおり。

別紙 投票所を閉じる時刻を繰り上げる投票所一覧

○ 1時間繰上げ

投票区	施設名	投票所を閉じる時刻	投票所を閉じる時刻を繰り上げる理由
平第1投票区	いわき市役所	午後7時（1時間繰上げ）	当該投票区は、自宅から投票所までの距離が徒歩圏内と言われている1～2kmを超える所がある上に、公共交通機関である路線バスは、投票日となる日曜日には減便となり午後7時以降の運行本数は上下ともに1～2本、または全く運行していない状況にある。このため有権者の多くは自家用車や期日前投票制度を活用し路線バスが運行している平日の昼間に投票を済ませる傾向にある。（令和8年衆議院議員総選挙時における投票者に占める期日前投票の割合は52.89%）また、高齢化率は30%を超えており独り暮らしや夫婦のみの高齢者世帯もあり、これら高齢者の当日投票における交通手段は、家族や知人などの自家用車に便乗するケースもあるが、便乗出来ない場合は本数の少ない路線バスか徒歩による方法となる。しかし、近年の交通死亡事故の状況を見ると、夕方や夜間における高齢歩行者の事故が多発しており、この時間帯における高齢者の外出は危険性が高い状況が伺える。このため投票時における有権者、特に高齢者の安全性と利便性を確保するには、可能な限り昼間に投票を行うよう誘導する特別の計らいが必要であることから、当該投票区の高齢化率や公共交通機関の運行時間帯等を勘案し、投票終了時刻を1時間繰上げるものである。 なお、この投票終了時刻の繰り上げは、平成22年の参議院選挙から選挙執行経費が大幅に削減され、より効率的・効果的な選挙運営を図る必要が生じたことや、午後7時以降の投票者数の割合が平成16年参議院議員選挙時6.4%だったものが、平成19年参議院議員選挙時には2.0%と減少していること等の状況を踏まえ、平成22年に投票管理者や自治会長等に対し行ったアンケート調査の結果で投票時刻の繰上げを望む声が95%であったこと、さらには投票終了時刻の繰上げに伴い開票時間も繰り上がり、有権者や候補者に対し早期に開票結果を公表できることなどを総合的に判断し、平成22年の福島県知事選挙から実施してきているところであり、特に問題は生じておらず円滑な選挙執行がなされている。
平第2投票区	いわき市立平体育館	午後7時（1時間繰上げ）	
平第3投票区	いわき市立平第三小学校体育館	午後7時（1時間繰上げ）	
平第4投票区	いわき市立平第一小学校体育館	午後7時（1時間繰上げ）	
平第5投票区	いわき市立平第二小学校体育館	午後7時（1時間繰上げ）	
平第6投票区	国立福島工業高等専門学校	午後7時（1時間繰上げ）	
平第7投票区	福島県立いわき商業情報高等学校	午後7時（1時間繰上げ）	
平第8投票区	いわき市立平第四小学校体育館	午後7時（1時間繰上げ）	
平第9投票区	いわき市立平第五小学校体育館	午後7時（1時間繰上げ）	
平第10投票区	いわき市立平第二中学校体育館	午後7時（1時間繰上げ）	
平第11投票区	いわき市立平第六小学校体育館	午後7時（1時間繰上げ）	
平第12投票区	いわき市立赤井公民館	午後7時（1時間繰上げ）	
平第13投票区	比良団地集会所	午後7時（1時間繰上げ）	
平第14投票区	いわき市豊間中央集会所	午後7時（1時間繰上げ）	
平第15投票区	いわき市薄磯集会所	午後7時（1時間繰上げ）	
平第16投票区	沼ノ内公民館	午後7時（1時間繰上げ）	
平第17投票区	いわき市立高久小学校体育館	午後7時（1時間繰上げ）	
平第18投票区	いわき市立夏井小学校体育館	午後7時（1時間繰上げ）	
平第19投票区	いわき市立草野小学校体育館	午後7時（1時間繰上げ）	
平第20投票区	旧いわき市立草野小学校網谷分校	午後7時（1時間繰上げ）	
平第21投票区	いわき市立郷ヶ丘小学校体育館	午後7時（1時間繰上げ）	
平第22投票区	いわき市立中央台北中学校体育館	午後7時（1時間繰上げ）	
平第23投票区	いわき市立中央南小学校体育館	午後7時（1時間繰上げ）	
			平地区 23箇所

投票区	施設名	投票所を閉じる時刻	投票所を閉じる時刻を繰り上げる理由
小名浜第1投票区	小名浜港湾事務所	午後7時（1時間繰上げ）	当該投票区は、自宅から投票所までの距離が徒歩圏内と言われている1～2kmを超える所がある上に、公共交通機関である路線バスは、投票日となる日曜日には減便となり午後7時以降の運行本数は上下ともに1～2本、または全く運行していない状況にある。このため有権者の多くは自家用車や期日前投票制度を活用し路線バスが運行している平日の昼間に投票を済ませる傾向にある。（令和8年衆議院議員総選挙時における投票者に占める期日前投票の割合は53.29%）また、高齢化率は29.00%と高く、独り暮らしや夫婦のみの高齢者世帯もあり、これら高齢者の当日投票における交通手段は、家族や知人などの自家用車に便乗するケースもあるが、便乗出来ない場合は本数の少ない路線バスか徒歩による方法となる。しかし、近年の交通死亡事故の状況を見ると、夕方や夜間における高齢歩行者の事故が多発しており、この時間帯における高齢者の外出は危険性が高い状況が伺える。このため投票時における有権者、特に高齢者の安全性と利便性を確保するには、可能な限り昼間に投票を行うよう誘導する特別の計らいが必要であることから、当該投票区の高齢化率や公共交通機関の運行時間帯等を勘案し、投票終了時刻を1時間繰上げるものである。 なお、この投票終了時刻の繰り上げは、平成22年の参議院選挙から選挙執行経費が大幅に削減され、より効率的・効果的な選挙運営を図る必要が生じたことや、午後7時以降の投票者数の割合が平成16年参議院議員選挙時6.4%だったものが、平成19年参議院議員選挙時には2.0%と減少していること等の状況を踏まえ、平成22年に投票管理者や自治会長等に対し行ったアンケート調査の結果で投票時刻の繰上げを望む声が95%であったこと、さらには投票終了時刻の繰上げに伴い開票時間も繰り上がり、有権者や候補者に対し早期に開票結果を公表できることなどを総合的に判断し、平成22年の福島県知事選挙から実施してきているところであり、特に問題は生じておらず円滑な選挙執行がなされている。
小名浜第2投票区	上釜戸集会所	午後7時（1時間繰上げ）	
小名浜第3投票区	岡小名集会所	午後7時（1時間繰上げ）	
小名浜第4投票区	いわき市立小名浜武道館	午後7時（1時間繰上げ）	
小名浜第5投票区	いわき市小名浜支所	午後7時（1時間繰上げ）	
小名浜第6投票区	いわき市立小名浜第二小学校体育館	午後7時（1時間繰上げ）	
小名浜第7投票区	いわき市立小名浜公民館	午後7時（1時間繰上げ）	
小名浜第8投票区	いわき市小名浜西五区集会所	午後7時（1時間繰上げ）	
小名浜第9投票区	いわき市住吉集会所	午後7時（1時間繰上げ）	
小名浜第10投票区	いわき市玉川集会所（玉川会館）	午後7時（1時間繰上げ）	
小名浜第11投票区	いわき市立鹿島公民館大講堂	午後7時（1時間繰上げ）	
小名浜第12投票区	いわき市立江名小学校体育館	午後7時（1時間繰上げ）	
小名浜第13投票区	中之作区民館	午後7時（1時間繰上げ）	
小名浜第14投票区	いわき市立永崎小学校体育館	午後7時（1時間繰上げ）	
小名浜第15投票区	上神白集会所	午後7時（1時間繰上げ）	
小名浜第16投票区	下神白第一集会所	午後7時（1時間繰上げ）	
小名浜第17投票区	滝尻公民館	午後7時（1時間繰上げ）	
小名浜第18投票区	いわき市立泉公民館講堂	午後7時（1時間繰上げ）	
小名浜第19投票区	下川公民館	午後7時（1時間繰上げ）	
小名浜第20投票区	いわき市立渡辺公民館	午後7時（1時間繰上げ）	
小名浜第21投票区	早稲田集会所	午後7時（1時間繰上げ）	
小名浜第22投票区	いわき市環境監視センター	午後7時（1時間繰上げ）	
小名浜第23投票区	いわき市鹿島町船戸集会所	午後7時（1時間繰上げ）	
小名浜第24投票区	玉露公民館	午後7時（1時間繰上げ）	
小名浜第25投票区	泉ヶ丘自治会館	午後7時（1時間繰上げ）	
			小名浜地区 25箇所

投票区	施設名	投票所を閉じる時刻	投票所を閉じる時刻を繰り上げる理由
勿来第1投票区	いわき市立植田公民館	午後7時（1時間繰上げ）	当該投票区は、自宅から投票所までの距離が徒歩圏内と言われている1～2kmを超える所がある上に、公共交通機関である路線バスは、投票日となる日曜日には減便となり午後7時以降、全く運行していない状況にある。このため有権者の多くは自家用車や期日前投票制度を活用し路線バスが運行している平日の昼間に投票を済ませる傾向にある。（令和8年衆議院議員総選挙時における投票者に占める期日前投票の割合は49.38%）また、高齢化率は34%を超えており独り暮らしや夫婦のみの高齢者世帯もあり、これら高齢者の当日投票における交通手段は、家族や知人などの自家用車に便乗するケースもあるが、便乗出来ない場合は本数の少ない路線バスか徒歩による方法となる。しかし、近年の交通死亡事故の状況を見ると、夕方や夜間における高齢歩行者の事故が多発しており、この時間帯における高齢者の外出は危険性が高い状況が伺える。このため投票時における有権者、特に高齢者の安全性と利便性を確保するには、可能な限り昼間に投票を行うよう誘導する特別の計らいが必要であることから、当該投票区の高齢化率や公共交通機関の運行時間帯等を勘案し、投票終了時刻を1時間繰上げるものである。 なお、この投票終了時刻の繰り上げは、平成22年の参議院選挙から選挙執行経費が大幅に削減され、より効率的・効果的な選挙運営を図る必要が生じたことや、午後7時以降の投票者数の割合が平成16年参議院議員選挙時6.4%だったものが、平成19年参議院議員選挙時には2.0%と減少していること等の状況を踏まえ、平成22年に投票管理者や自治会長等に対し行ったアンケート調査の結果で投票時刻の繰上げを望む声が95%であったこと、さらには投票終了時刻の繰上げに伴い開票時間も繰り上がり、有権者や候補者に対し早期に開票結果を公表できることなどを総合的に判断し、平成22年の福島県知事選挙から実施してきているところであり、特に問題は生じておらず円滑な選挙執行がなされている。
勿来第2投票区	佐糠公民館	午後7時（1時間繰上げ）	
勿来第3投票区	いわき市立植田中学校体育館	午後7時（1時間繰上げ）	
勿来第5投票区	きくた会館	午後7時（1時間繰上げ）	
勿来第6投票区	いわき市金山集会所	午後7時（1時間繰上げ）	
勿来第7投票区	いわき市立錦小学校体育館	午後7時（1時間繰上げ）	
勿来第8投票区	江栗公民館	午後7時（1時間繰上げ）	
勿来第9投票区	いわき市立錦中学校体育館	午後7時（1時間繰上げ）	
勿来第10投票区	いわき市立錦東小学校体育館	午後7時（1時間繰上げ）	
勿来第11投票区	いわき市立勿来第一小学校体育館	午後7時（1時間繰上げ）	
勿来第12投票区	いわき市立勿来第二小学校体育館	午後7時（1時間繰上げ）	
勿来第16投票区	福島県立勿来高等学校体育館	午後7時（1時間繰上げ）	
勿来第20投票区	いわき市立山田公民館	午後7時（1時間繰上げ）	
			勿来地区 13箇所

投票区	施設名	投票所を閉じる時刻	投票所を閉じる時刻を繰り上げる理由
常磐第1投票区	常磐湯本町日渡集会所	午後7時（1時間繰上げ）	当該投票区は、自宅から投票所までの距離が徒歩圏内と言われている1～2kmを超える所がある上に、公共交通機関である路線バスは、投票日となる日曜日には減便となり午後7時以降の運行本数は上下ともに1～2本、または全く運行していない状況にある。このため有権者の多くは自家用車や期日前投票制度を活用し路線バスが運行している平日の昼間に投票を済ませる傾向にある。（令和8年衆議院議員総選挙時における投票者に占める期日前投票の割合は52.73%）また、高齢化率は35%を超えており独り暮らしや夫婦のみの高齢者世帯もあり、これら高齢者の当日投票における交通手段は、家族や知人などの自家用車に便乗するケースもあるが、便乗出来ない場合は本数の少ない路線バスか徒歩による方法となる。しかし、近年の交通死亡事故の状況を見ると、夕方や夜間における高齢歩行者の事故が多発しており、この時間帯における高齢者の外出は危険性が高い状況が伺える。このため投票時における有権者、特に高齢者の安全性と利便性を確保するには、可能な限り昼間に投票を行うよう誘導する特別の計らいが必要であることから、当該投票区の高齢化率や公共交通機関の運行時間帯等を勘案し、投票終了時刻を1時間繰上げるものである。 なお、この投票終了時刻の繰り上げは、平成22年の参議院選挙から選挙執行経費が大幅に削減され、より効率的・効果的な選挙運営を図る必要が生じたことや、午後7時以降の投票者数の割合が平成16年参議院議員選挙時6.4%だったものが、平成19年参議院議員選挙時には2.0%と減少していること等の状況を踏まえ、平成22年に投票管理者や自治会長等に対し行ったアンケート調査の結果でも投票時刻の繰上げを望む声が95%であったこと、さらには投票終了時刻の繰上げに伴い開票時間も繰り上がり、有権者や候補者に対し早期に開票結果を公表できることなどを総合的に判断し、平成22年の福島県知事選挙から実施してきているところであり、特に問題は生じておらず円滑な選挙執行がなされている。
常磐第2投票区	いわきサン・アビリティーズ	午後7時（1時間繰上げ）	
常磐第3投票区	いわき市常磐支所	午後7時（1時間繰上げ）	
常磐第4投票区	いわき市立常磐公民館	午後7時（1時間繰上げ）	
常磐第5投票区	いわき市立湯本第三小学校体育館	午後7時（1時間繰上げ）	
常磐第6投票区	いわき市立藤原公民館	午後7時（1時間繰上げ）	
常磐第7投票区	いわき市立磐崎小学校体育館	午後7時（1時間繰上げ）	
常磐第8投票区	いわき市下船尾集会所	午後7時（1時間繰上げ）	
常磐第9投票区	クリーンヒルズ湯本集会所	午後7時（1時間繰上げ）	
常磐第10投票区	常磐上湯長谷町集会所	午後7時（1時間繰上げ）	
常磐第11投票区	鹿島集会所	午後7時（1時間繰上げ）	
常磐第12投票区	いわき市高倉集会所	午後7時（1時間繰上げ）	
常磐第13投票区	いわき市希望ヶ丘集会所	午後7時（1時間繰上げ）	
常磐第14投票区	若葉台集会所	午後7時（1時間繰上げ）	
			常磐地区 14箇所

投票区	施設名	投票所を閉じる時刻	投票所を閉じる時刻を繰り上げる理由
内郷第1投票区	認定こども園白水ひかりの子 (旧白水のぞみ保育園)	午後7時(1時間繰上げ)	当該投票区は、自宅から投票所までの距離が徒歩圏内と言われている1～2kmを超える所がある上に、公共交通機関である路線バスは、投票日となる日曜日には減便となり午後7時以降の運行本数は上下ともに1～2本、または全く運行していない状況にある。このため有権者の多くは自家用車や期日前投票制度を活用し路線バスが運行している平日の昼間に投票を済ませる傾向にある。(令和8年衆議院議員総選挙時における投票者に占める期日前投票の割合は56.14%)また、高齢化率は33%を超えており独り暮らしや夫婦のみの高齢者世帯もあり、これら高齢者の当日投票における交通手段は、家族や知人などの自家用車に便乗するケースもあるが、便乗出来ない場合は本数の少ない路線バスか徒歩による方法となる。しかし、近年の交通死亡事故の状況を見ると、夕方や夜間における高齢歩行者の事故が多発しており、この時間帯における高齢者の外出は危険性が高い状況が伺える。このため投票時における有権者、特に高齢者の安全性と利便性を確保するには、可能な限り昼間に投票を行うよう誘導する特別の計らいが必要であることから、当該投票区の高齢化率や公共交通機関の運行時間帯等を勘案し、投票終了時刻を1時間繰上げるものである。 なお、この投票終了時刻の繰り上げは、平成21年の衆議院議員選挙から地域の実情を勘案し実施してきているところであり、地域住民の間で定着しており、これまでの選挙においても特に問題は生じておらず円滑な選挙執行がなされている。
内郷第2投票区	内町立町集会所	午後7時(1時間繰上げ)	
内郷第3投票区	いわき市内郷支所	午後7時(1時間繰上げ)	
内郷第4投票区	いわき市立御厩小学校体育館	午後7時(1時間繰上げ)	
内郷第5投票区	小島町公民館	午後7時(1時間繰上げ)	
内郷第6投票区	学校法人さかえ幼稚園西園舎	午後7時(1時間繰上げ)	
内郷第7投票区	高坂団地集会所	午後7時(1時間繰上げ)	
内郷第8投票区	いわき市立内郷第一中学校体育館	午後7時(1時間繰上げ)	
内郷第9投票区	いわき市立内郷第二中学校体育館	午後7時(1時間繰上げ)	
内郷第10投票区	いわき市立宮小学校体育館	午後7時(1時間繰上げ)	
内郷第11投票区	高野町多目的集会所	午後7時(1時間繰上げ)	
			内郷地区 11箇所

投票区	施設名	投票所を閉じる時刻	投票所を閉じる時刻を繰り上げる理由
四倉第1投票区	いわき市立四倉小学校体育館	午後7時（1時間繰上げ）	当該投票区は、自宅から投票所までの距離が徒歩圏内と言われている1～2kmを超える所がある上に、公共交通機関である路線バスの廃止により投票までの公共交通機関が無い状況にあるため、有権者の投票における交通手段は、自家用車の利用が徒歩による方法となる。また、高齢化率は37%を超えており、独り暮らしや夫婦のみの高齢者世帯も多い。これら高齢者の当日投票における交通手段は、家族や知人などの自家用車に便乗するケースもあるが、便乗出来ない場合は徒歩による方法とならざるを得ない。しかし、近年の交通死亡事故の状況を見ると、夕方や夜間における高齢歩行者の事故が多発しており、この時間帯における高齢者の外出は危険性が高い状況が伺える。このため投票時における有権者、特に高齢者の安全性を確保するには、可能な限り昼間に投票を行うよう誘導する特別の計らいが必要であることから、当該投票区交通事情や高齢化率等を勘案し、投票終了時刻を1時間繰上げるものである。 なお、投票終了時刻の繰り上げは、平成20年のいわき市議会議員選挙から地域の実情を勘案し実施してきているところであり、地域住民の間で定着しており、これまでの選挙においても特に問題は生じておらず円滑な選挙執行がなされている。
四倉第2投票区	四倉町梅ヶ丘集会所	午後7時（1時間繰上げ）	
四倉第3投票区	いわき市立大浦小学校体育館	午後7時（1時間繰上げ）	
四倉第4投票区	いわき市立四倉中学校体育館	午後7時（1時間繰上げ）	
四倉第5投票区	いわき市立大野公民館	午後7時（1時間繰上げ）	
四倉地区 5箇所			
好間第1投票区	いわき市立好間公民館	午後7時（1時間繰上げ）	当該投票区は、自宅から投票所までの距離が徒歩圏内と言われている1～2kmを超える所がある上に、公共交通機関である路線バスは、投票日となる日曜日には減便となり午後7時以降の運行本数は上下ともに1本、または全く運行していない状況にある。このため有権者の多くは自家用車や期日前投票制度を活用し路線バスが運行している平日の昼間に投票を済ませる傾向にある。（令和8年衆議院議員総選挙時における投票者に占める期日前投票の割合は56.83%）また、高齢化率は32%を超えており独り暮らしや夫婦のみの高齢者世帯もあり、これら高齢者の当日投票における交通手段は、家族や知人などの自家用車に便乗するケースもあるが、便乗出来ない場合は本数の少ない路線バスが徒歩による方法となる。しかし、近年の交通死亡事故の状況を見ると、夕方や夜間における高齢歩行者の事故が多発しており、この時間帯における高齢者の外出は危険性が高い状況が伺える。このため投票時における有権者、特に高齢者の安全性と利便性を確保するには、可能な限り昼間に投票を行うよう誘導する特別の計らいが必要であることから、当該投票区の高齢化率や公共交通機関の運行時間帯等を勘案し、投票終了時刻を1時間繰上げるものである。 なお、投票終了時刻の繰り上げは、平成20年のいわき市議会議員選挙から地域の実情を勘案し実施してきているところであり、地域住民の間で定着しており、これまでの選挙においても特に問題は生じておらず円滑な選挙執行がなされている。
好間第2投票区	今新田公民館	午後7時（1時間繰上げ）	
好間第3投票区	旧いわき市立好間第三小学校	午後7時（1時間繰上げ）	
好間第4投票区	いわき市立好間第四小学校体育館	午後7時（1時間繰上げ）	
好間第5投票区	いわき市共同職業訓練センター	午後7時（1時間繰上げ）	
好間地区 5箇所			

○ 2時間繰上げ

投票区	施設名	投票所を閉じる時刻	投票所を閉じる時刻を繰り上げる理由
勿来第4投票区	大谷集落農事集会所	午後6時（2時間繰上げ）	当該地区は、中山間部に位置しており、道路状況は一部で屈曲・狹隘な所があり、夜間の通行には危険を伴う所もある上に、自宅から投票所までの距離は徒歩圏内と言われている1～2kmを超える所も多い。さらに、公共交通機関である路線バスは投票日となる日曜日には全く運行していない状況にある。このため有権者の多くは自家用車の利用や期日前投票制度を活用し、路線バスが運行している平日の昼間に投票を済ませる傾向にある。（令和8年衆議院議員総選挙時における投票者に占める期日前投票の割合は51.84%） また、高齢化率は34%を超えており、独り暮らしや夫婦のみの高齢者世帯も多い。これら高齢者の投票日当日の投票は、家族や知人などの自家用車に便乗するケースもあるが、便乗出来ない場合は徒歩による方法とならざるを得ない。 しかし、近年の交通死亡事故の状況を見ると、夕方や夜間における高齢歩行者の事故が多発しており、この時間帯における高齢者の外出は危険性が高い状況が伺える。 このため投票時における有権者、特に高齢者の安全性を確保するには、可能な限り昼間に投票を行うよう誘導する特別の計らいが必要であることから、当該投票区の道路状況や高齢化率等を勘案し、投票終了時刻を2時間繰り上げるものである。 なお、投票時間は平成15年の衆議院議員選挙から地域の実情を勘案し実施してきているところであり、地域住民の間で定着しており、これまでの選挙においても特に問題は生じておらず円滑な選挙執行がなされている。
勿来第13投票区	いわき市立勿来第三小学校体育館	午後6時（2時間繰上げ）	
勿来第14投票区	九面集会所	午後6時（2時間繰上げ）	
勿来第15投票区	白米団地会館	午後6時（2時間繰上げ）	
勿来第17投票区	いわき市立川部公民館	午後6時（2時間繰上げ）	
勿来第18投票区	沼部公民館	午後6時（2時間繰上げ）	
勿来第19投票区	山玉公民館	午後6時（2時間繰上げ）	
勿来第21投票区	いわき市立山田保育所	午後6時（2時間繰上げ）	
			勿来地区 8箇所

投票区	施設名	投票所を閉じる時刻	投票所を閉じる時刻を繰り上げる理由
遠野第1投票区	いわき市立上遠野公民館	午後6時（2時間繰上げ）	当該地区は、中心市街地から20km以上離れた山間部に位置しており、道路状況は屈曲・狭隘な所が多く夜間の通行には危険を伴う所もある上に、自宅から投票所までの距離は徒歩圏内と言われている1～2kmを超える所も多い。さらに、公共交通機関である路線バスは投票日となる日曜日には全く運行していない状況にある。このため有権者の多くは自家用車の利用や期日前投票制度を活用し、路線バスが運行している平日の昼間に投票を済ませる傾向にある。（令和8年衆議院議員総選挙時における投票者に占める期日前投票の割合は56.71%） また、若い世代の流出に伴い、高齢化率は43%を超えており、独り暮らしや夫婦のみの高齢者世帯も多く、これら高齢者の投票日当日の投票は、家族や知人などの自家用車に便乗するケースもあるが、便乗出来ない場合は徒歩による方法とならざるを得ない。 しかし、近年の交通死亡事故の状況を見ると、夕方や夜間における高齢歩行者の事故が多発しており、この時間帯における高齢者の外出は危険性が高い状況が伺える。 このため投票時における有権者、特に高齢者の安全性を確保するには、可能な限り昼間に投票を行うよう誘導する特別の計らいが必要であることから、当該投票区の道路状況や高齢化率等を勘案し、投票終了時刻を2時間繰り上げるものである。 なお、投票終了時刻の繰り上げは、平成9年の法改正により投票終了時刻が延長された時点から、地域の実情を勘案し実施してきているところであり、地域住民の間では定着しており、これまでの選挙に於いても特に問題は生じておらず円滑な選挙執行がなされている。
遠野第2投票区	いわき市立入遠野公民館	午後6時（2時間繰上げ）	当該地区は、中心市街地から20km以上離れた山間部に位置しており、道路状況は屈曲・狭隘な所が多く夜間の通行には危険を伴う所もある上に、自宅から投票所までの距離は徒歩圏内と言われている1～2kmを超える所も多い。さらに、公共交通機関である路線バスは投票日となる日曜日には全く運行していない状況にある。このため有権者の多くは自家用車の利用や期日前投票制度を活用し、路線バスが運行している平日の昼間に投票を済ませる傾向にある。（令和8年衆議院議員総選挙時における投票者に占める期日前投票の割合は56.71%） また、若い世代の流出に伴い、高齢化率は43%を超えており、独り暮らしや夫婦のみの高齢者世帯も多く、これら高齢者の投票日当日の投票は、家族や知人などの自家用車に便乗するケースもあるが、便乗出来ない場合は徒歩による方法とならざるを得ない。 しかし、近年の交通死亡事故の状況を見ると、夕方や夜間における高齢歩行者の事故が多発しており、この時間帯における高齢者の外出は危険性が高い状況が伺える。 このため投票時における有権者、特に高齢者の安全性を確保するには、可能な限り昼間に投票を行うよう誘導する特別の計らいが必要であることから、当該投票区の道路状況や高齢化率等を勘案し、投票終了時刻を2時間繰り上げるものである。 なお、投票終了時刻の繰り上げは、平成9年の法改正により投票終了時刻が延長された時点から、地域の実情を勘案し実施してきているところであり、地域住民の間では定着しており、これまでの選挙に於いても特に問題は生じておらず円滑な選挙執行がなされている。
遠野地区 2箇所			
小川第1投票区	小川地域活性化センター	午後6時（2時間繰上げ）	当該地区は、中山間部に位置しており、道路状況は一部で屈曲・狭隘な所があり、夜間の通行には危険を伴う所もある上に、自宅から投票所までの距離は徒歩圏内と言われている1～2kmを超える所も多い。さらに、公共交通機関である路線バスは投票日となる日曜日には全く運行していない状況にある。このため有権者の多くは自家用車の利用や期日前投票制度を活用し、路線バスが運行している平日の昼間に投票を済ませる傾向にある。（令和8年衆議院議員総選挙時における投票者に占める期日前投票の割合は62.79%） また、高齢化率は41%を超えており、独り暮らしや夫婦のみの高齢者世帯も多い、これら高齢者の当日投票における交通手段は、家族や知人などの自家用車に便乗するケースもあるが、便乗出来ない場合は本数の少ない路線バスか徒歩による方法となる。 しかし、近年の交通死亡事故の状況を見ると、夕方や夜間における高齢歩行者の事故が多発しており、この時間帯における高齢者の外出は危険性が高い状況が伺える。 このため投票時における有権者、特に高齢者の安全性と利便性を確保するには、可能な限り昼間に投票を行うよう誘導する特別の計らいが必要であることから、当該投票区の道路状況、高齢化率や公共交通機関の運行時間帯等を勘案し、投票終了時刻を2時間繰り上げるものである。 なお、投票時刻の繰り上げは、平成9年の法改正により投票終了時刻が延長された時点から、地域の実情を勘案し実施して来ているところであり、地域住民の間では定着しており、これまでの選挙においても特に問題は生じておらず円滑な選挙執行がなされている。
小川地区 1箇所			

投票区	施設名	投票所を閉じる時刻	投票所を閉じる時刻を繰り上げる理由
三和第1投票区	三和ふれあい館	午後6時（2時間繰上げ）	当該地区は、山間部に位置しており、道路状況も屈曲・狭隘な所が多く、夜間の通行には危険を伴う所もある上に、自宅から投票所までの距離は徒歩圏内と言われている1～2kmを遥かに超える所も多い。さらに公共交通機関である路線バスは、投票日となる日曜日には全く運行していない状況にある。このため有権者の多くは自家用車の利用や期日前投票制度を活用し路線バスが運行している平日の昼間に投票を済ませる傾向にある。（令和8年衆議院議員総選挙時における投票者に占める期日前投票の割合は66.55%） また、高齢化率は若い世代の流出に伴い51.64%と高く、独り暮らしや夫婦のみの高齢者世帯も多い、これら高齢者の当日投票における交通手段は、家族や知人などの自家用車に便乗するケースもあるが、便乗出来ない場合は本数の少ない路線バスか徒歩による方法となる。 しかし、近年の交通死亡事故の状況を見ると、夕方や夜間における高齢歩行者の事故が多発しており、この時間帯における高齢者の外出は危険性が高い状況が伺える。 このため投票時における有権者、特に高齢者の安全性と利便性を確保するには、可能な限り昼間に投票を行うよう誘導する特別の計らいが必要であることから、当該投票区の道路状況、高齢化率や公共交通機関の運行時間帯等を勘案し、投票終了時刻を2時間繰り上げるものである。 なお、投票時刻の繰上げは、平成9年の法改正により投票終了時刻が延長された時点から、地域の実情を勘案し実施してきているところであり、地域住民の間では定着しており、これまでの選挙においても特に問題は生じておらず円滑な選挙執行がなされている。
三和第2投票区	中三坂公民館	午後6時（2時間繰上げ）	
三和第3投票区	差塩農業後継者センター	午後6時（2時間繰上げ）	
三和第4投票区	ながとイノベーションセンター	午後6時（2時間繰上げ）	
三和第5投票区	下永井公民館	午後6時（2時間繰上げ）	
			三和地区 5箇所

投票区	施設名	投票所を閉じる時刻	投票所を閉じる時刻を繰り上げる理由
田人第1投票区	入旅人集会所	午後6時（2時間繰上げ）	当該地区は、中心市街地から30km以上離れた山間部に位置しており、道路状況は屈曲・狭隘な所が多く夜間の通行には危険を伴う所もある上に、自宅から投票所までの距離は徒歩圏内と言われている1～2kmを遥かに超える所も多い。さらに路線バスの廃止により投票所までの公共交通機関は全く無い状況にあるため、有権者の投票における交通手段は、自家用車の利用か徒歩による方法となる。 また、若い世代の流出に伴い、高齢化率は54.48%と高く独り暮らしや夫婦のみの高齢者世帯も多い。これら高齢者の投票日当日の投票は、家族や知人などの自家用車に便乗するケースもあるが、便乗出来ない場合は徒歩による方法とならざるを得ない。 しかし、近年の交通死亡事故の状況を見ると、夕方や夜間における高齢歩行者の事故が多発しており、この時間帯における高齢者の外出は危険性が高い状況が伺える。 このため投票時における有権者、特に高齢者の安全性を確保するには、可能な限り昼間に投票を行うよう誘導する特別の計らいが必要であることから、当該投票区の道路状況や高齢化率等を勘案し、投票終了時刻を2時間繰り上げるものである。 なお、投票終了時刻の繰り上げは、平成9年の法改正により投票終了時刻が延長された時点から、地域の実情を勘案し実施してきているところであり、地域住民の間では定着しており、これまでの選挙に於いても特に問題は生じておらず円滑な選挙執行がなされている。
田人第2投票区	田人ふれあい館	午後6時（2時間繰上げ）	
田人第3投票区	貝泊集会施設	午後6時（2時間繰上げ）	
田人第4投票区	石住集会所	午後6時（2時間繰上げ）	
田人地区 4箇所			
川前第1投票区	川前生涯学習センター	午後6時（2時間繰上げ）	当該地区は、中心市街地から30km以上離れた山間部に位置しており、道路状況は屈曲・狭隘な所が多く夜間の通行には危険を伴う所もある上に、自宅から投票所までの距離は徒歩圏内と言われている1～2kmを遥かに超える所も多い。さらに路線バスの廃止により投票所までの公共交通機関は全く無い状況にあるため、有権者の投票における交通手段は、自家用車の利用か徒歩による方法となる。 また、若い世代の流出に伴い、高齢化率は58.06%と高く独り暮らしや夫婦のみの高齢者世帯も多い。これら高齢者の投票日当日の投票は、家族や知人などの自家用車に便乗するケースもあるが、便乗出来ない場合は徒歩による方法とならざるを得ない。 しかし、近年の交通死亡事故の状況を見ると、夕方や夜間における高齢歩行者の事故が多発しており、この時間帯における高齢者の外出は危険性が高い状況が伺える。 このため投票時における有権者、特に高齢者の安全性を確保するには、可能な限り昼間に投票を行うよう誘導する特別の計らいが必要であることから、当該投票区の道路状況や高齢化率等を勘案し、投票終了時刻を2時間繰り上げるものである。 なお、投票終了時刻の繰り上げは、平成9年の法改正により投票終了時刻が延長された時点から、地域の実情を勘案し実施してきているところであり、地域住民の間では定着しており、これまでの選挙に於いても特に問題は生じておらず円滑な選挙執行がなされている。
川前第2投票区	川前支所	午後6時（2時間繰上げ）	
川前第3投票区	いわき市小白井集会所	午後6時（2時間繰上げ）	
川前第4投票区	志田名集会所	午後6時（2時間繰上げ）	
川前地区 4箇所			

投票区	施設名	投票所を閉じる時刻	投票所を閉じる時刻を繰り上げる理由
久之浜・大久第1投票区	久之浜・大久ふれあい館講堂	午後6時（2時間繰上げ）	当該地区は、中心市街地から20km以上離れた沿岸部に位置しており、道路状況は一部で屈曲・狭隘な所があり夜間の通行には危険を伴う所もある。また、自宅から投票所までの距離は徒歩圏内と言われている1～2kmを超える所も多い。さらに路線バスの廃止により投票所までの公共交通機関は全く無い状況にあるため、有権者の投票における交通手段は、自家用車の利用か徒歩による方法となる。 また、若い世代の流出に伴い、高齢化率は39.54%と高く独り暮らしや夫婦のみの高齢者世帯も多い。これら高齢者の投票日当日の投票は、家族や知人などの自家用車に便乗するケースもあるが、便乗出来ない場合は徒歩による方法とならざるを得ない。 しかし、近年の交通死亡事故の状況を見ると、夕方や夜間における高齢歩行者の事故が多発しており、この時間帯における高齢者の外出は危険性が高い状況が伺える。 このため投票時における有権者、特に高齢者の安全性を確保するには、可能な限り昼間に投票を行うよう誘導する特別の計らいが必要であることから、当該投票区の道路状況や高齢化率等を勘案し、投票終了時刻を2時間繰り上げるものである。 なお、この投票終了時刻の繰り上げは、平成19年の参議院議員選挙時から、地域の実情を勘案し実施してきているところであり、地域住民の間では定着しており、これまでの選挙に於いても特に問題は生じておらず円滑な選挙執行がなされている。
久之浜・大久第2投票区	いわき市田之網集会所	午後6時（2時間繰上げ）	
久之浜・大久第3投票区	いわき市末続集会所	午後6時（2時間繰上げ）	
久之浜・大久第4投票区	いわき市立大久公民館	午後6時（2時間繰上げ）	
久之浜・大久第5投票区	いわき市筒木原集会所	午後6時（2時間繰上げ）	
久之浜・大久第6投票区	小久集会所	午後6時（2時間繰上げ）	
			久之浜・大久地区 6箇所

午後7時（1時間繰上）	96箇所
午後6時（2時間繰上）	30箇所